

東松山市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、市が発注する建設工事請負契約等に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」）という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 事後審査型入札の対象は、次の各号のいずれにも該当する工事、業務等の入札とし、入札参加資格の審査を入札執行後に行うものとして市長が指定したものとする。

- (1) 東松山市制限付一般競争入札実施要綱（平成20年3月27日決裁）第2条第1項の対象工事等
- (2) 電子入札システムにより一般競争入札に付する工事又は業務

（入札の公告）

第3条 公告は、入札の参加資格、入札の参加資格の確認方法、その他必要と認める事項を掲載するものとし、その方法は一般競争入札の例によるほか電子入札システムにより掲示する。

（入札参加）

第4条 入札の参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

- 2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

（入札の執行）

第5条 初度入札に参加する者の数が1者のときは、電子入札による一般競争入札に限り、入札を執行できるものとする。

2 再度入札は、1回までとする。ただし、予定価格を事前に公表したときは、再度入札を行わない。

(不調時の取扱い)

第6条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者）（以下「落札候補者」という。）がない場合は、日時を改めて一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、随意契約によることができるものとする。

(入札の辞退)

第7条 東松山市公共工事等電子入札運用基準によるものとする。

(入札の無効)

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札
- (2) 参加資格の審査（以下「参加資格審査」という。）のために市長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- (3) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- (6) その他公告に示す事項に反した者がした入札

(落札決定の保留)

第9条 市長は、落札候補者があるときは、落札候補者の参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第10条 市長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第1順位の落札候補者」という。）に対し、速やかに連絡を行い、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 第1順位の落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格審査申請書（特定建設工

事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書）（以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（以下「休日」という。）を除く。）以内に提出しなければならないものとする。
- 4 第1順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書及び確認資料を提出しないとき又は参加資格の審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- 5 前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると市長が認めるときは、東松山市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成28年3月15日決裁）に係る報告手続などの措置を講ずるものとする。

（参加資格の審査）

第11条 市長は、入札の参加資格要件に基づき、第1順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者を失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第1順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。

- 2 前項の審査は、入札価格の低い順に落札候補者について順次行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。
- 3 同額の入札を行った落札候補者がいる場合にはくじにより審査の順序を決定する。
- 4 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。

5 参加資格の審査は前条第3項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

6 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定）

第12条 市長は、前条の審査の結果、入札の参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。

2 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

（入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第13条 入札参加資格不適格通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知の日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、回答するものとする。

4 当該苦情の申出は、前条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

（その他）

第14条 事後審査型入札の実施にあたり必要な様式は、別に定める。

- 2 この要綱に特別の定めがない事項は、東松山市公共工事等電子入札運用基準並びに一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に公告した事後審査型入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に公告した一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に公告した一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。